江戸川区児童育成手当条例施行規則　別表

一　次に掲げる視覚障害

イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの

ロ　一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ／2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの

ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの

二　両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの

三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの

四　両上肢の全ての指を欠くもの

五　両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

六　両下肢の機能に著しい障害を有するもの

七　両下肢を足関節以上で欠くもの

八　体幹の機能に、座っていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの

九　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

十　精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

十一　傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、区長が定めるもの

【備考】　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※身体障害者障害程度等級表の障害が重複して身体障害者手帳 2 級の認定を受けている場合は上記第 9 号に該当するとみなす。